

住宅版エコポイント制度

対象となる工事とは？

1. エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの

※建築着工とは、根切り工事または基礎杭打ち工事の着手

<工事内容>

次の①・②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ②省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅

※ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要になります。

（評価に係る費用が発生し、一定の手数料がかかります）

2. エコリフォーム

平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもの

※工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事全体の着手

<工事内容>

次の①または②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁・屋根・天井または床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消廊下幅の拡張）を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

発行されるポイント数は？

- 1. エコ住宅の新築：1戸あたり 300,000ポイント
- 2. エコリフォーム：1戸あたり 300,000ポイントを限度（下記参照）

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大（2.8㎡以上）	中（1.6㎡以上2.8㎡未満）	小（0.2㎡以上1.6㎡未満）
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
	ガラス交換	大（1.4㎡以上）	中（0.8㎡以上1.4㎡未満）	小（0.1㎡以上0.8㎡未満）
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁・屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	屋根・天井	床	
	100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント	
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度)	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張	
	5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント	

ポイント交換対象商品は？

- ・商品券、プリペイドカードなど
- ・地域振興に資する商品券や地域参品など
- ・省エネ、環境配慮に優れた商品
- ・環境寄附
- ・エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事への即時交換も可能とする

ポイントの申請期限等は？

〔申請期限〕 エコ住宅の新築：平成23年6月30日まで
（一戸建ての住宅）

ただし、11階建て以上は平成24年12月31日
ただし、11階建て以上は平成24年12月31日

エコリフォーム：平成23年3月31日まで

〔交換期限〕 平成25年3月31日まで
（新築・リフォーム問わず）

地域に根差した住まいを創る

株式会社 サンワ興建 住宅事業部

建設業/秋田県知事(特19)10704号 協賛サンワ興建1級建築士事務所登録番号/07-03A-0057号 宅地建物取引業/秋田県知事(4)1802号
能代本社 〒016-0184 秋田県能代市宇高瑞65番地 TEL0185-55-3110 FAX0185-54-4713
秋田店 〒010-0815 秋田県秋田市泉馬場6-10 TEL018-869-7330 FAX018-869-7335

お問い合わせフリーダイヤル **0120-6000-55**

HP：<http://www.sannwa.co.jp>

